

平成 2 7 年 第 1 回  
霧 島 市 議 会 定 例 会  
一部改正条例等新旧対照表

霧 島 市

目 次

議案第 1 号	霧島市行政手続条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	1
議案第 2 号	霧島市手数料条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	6
議案第 3 号	霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	13
議案第 4 号	霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	14
議案第 5 号	霧島市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	14
議案第 6 号	霧島市国分ひまわり園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	14
議案第 7 号	霧島市介護保険条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	14
議案第 8 号	霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	16
議案第 9 号	霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	16
議案第 10 号	霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	17
議案第 11 号	霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	17
議案第 12 号	霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	36
議案第 14 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	43

議案第1号 霧島市行政手続条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第9号）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">霧島市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則（第12条－第14条）</p> <p>    第2節 聴聞（第15条－第26条）</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条－<u>第34条の2</u>）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</u></p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p><u>第6章 その他（第36条－第38条）</u></p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>        （目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）<u>第46条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p> <p>（5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<b>名宛人</b>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<b>名宛人</b>としてされる処分</p> <p>ウ <b>名宛人</b>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となった事実が消</p>	<p style="text-align: center;">霧島市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則（第12条－第14条）</p> <p>    第2節 聴聞（第15条－第26条）</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条－第34条）</p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>        （目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）<u>第38条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p> <p>（5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<b>名あて人</b>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<b>名あて人</b>としてされる処分</p> <p>ウ <b>名あて人</b>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となった事実が消</p>

改正後	改正前
<p>減した旨の届出があったことを理由としてされるもの (6)から(8)まで (略) (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<b>第4章の2</b>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<b>名宛人</b>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<b>関わる</b>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律及び条例上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)から(11)まで (略) (国の機関等に対する処分の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<b>名宛人</b>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>第5条から第12条まで (略) (不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<b>名宛人</b>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 イ アに規定するもののほか、<b>名宛人</b>の資格又は地位を直接に<b>剥奪</b>する不利益処分をしようとするとき。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。</p> <p>(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<b>名宛人</b>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p>	<p>減した旨の届出があったことを理由としてされるもの (6)から(8)まで (略) (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<b>第4章</b>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<b>名あて人</b>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<b>かかわる</b>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律及び条例上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)から(11)まで (略) (国の機関等に対する処分の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<b>名あて人</b>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>第5条から第12条まで (略) (不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<b>名あて人</b>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 イ アに規定するもののほか、<b>名あて人</b>の資格又は地位を直接に<b>はく奪</b>する不利益処分をしようとするとき。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。</p> <p>(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<b>名あて人</b>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p>

改正後	改正前
<p>(不利益処分理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<b>名宛人</b>に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<b>名宛人</b>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<b>名宛人</b>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<b>名宛人</b>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>第16条から第21条まで (略) (続行期日の指定)</p> <p>第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<b>名宛人</b>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条及び第24条 (略) (聴聞の再開)</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<b>鑑み</b>必要があると認めるときは、主宰者</p>	<p>(不利益処分理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<b>名あて人</b>に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<b>名あて人</b>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<b>名あて人</b>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<b>名あて人</b>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>第16条から第21条まで (略) (続行期日の指定)</p> <p>第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<b>名あて人</b>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条及び第24条 (略) (聴聞の再開)</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<b>かんがみ</b>必要があると認めるときは、主</p>

改正後	改正前
<p>に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第26条及び第27条 (略)</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>第29条から第32条まで (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><b>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</b></p> <p>(1) <u>当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p>(2) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><b>3</b> 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><b>4</b> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>(行政指導の中止等の求め)</u></p> <p><b>第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</b></p> <p><b>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</b></p>	<p>宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第26条及び第27条 (略)</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>第29条から第32条まで (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><b>2</b> 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><b>3</b> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>第34条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>当該行政指導の内容</u></p> <p>(3) <u>当該行政指導がその根拠とする法令の条項</u></p> <p>(4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>第4章の2 <u>処分等の求め</u></p> <p>第34条の3 <u>何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>法令に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p> <p>第35条 (略)</p> <p>第6章 <u>その他</u></p> <p>(写しの交付)</p> <p>第36条 <u>当事者等は、行政庁に対し、第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)の写しの交付を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>当事者又は参加人は、行政庁に対し、第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、行政手続法第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)、同法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について準用する。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第37条 <u>行政手続法及びこの条例の規定による文書の閲覧に要する手数料は、無料とす</u></p>	<p>第35条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p><u>2 前条の規定による文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関が定める。</u></p> <p>附則第2項 霧島市税条例の一部改正（平成17年霧島市条例第71号） （霧島市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第4条 霧島市行政手続条例（平成17年霧島市条例第9号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、霧島市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 霧島市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>附則第2項 霧島市税条例の一部改正（平成17年霧島市条例第71号） （霧島市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第4条 霧島市行政手続条例（平成17年霧島市条例第9号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、霧島市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 霧島市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>

議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第75条）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～59（略）		1～59（略）	
60 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。		60 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。 <u>ただし、当該建築物が(7)に掲げる建築物に該当する場合にあっては、(1)から(6)までに掲げる金額に(7)に掲げる額をそれぞれ加えた金額</u>	
(1) 床面積の合計が30平方メートル以内の	1件につき 7,000円	(1) 床面積の合計が30平方メートル以内の	1件につき 7,000円

改正後		改正前	
もの		もの	
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円	(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 28,000円	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 28,000円
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円
		(7) <u>建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を要する建築物</u>	
		ア <u>建築基準法第20条第2号イ又は同条第3号イの規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめられたもの</u>	
		(7) <u>構造計算適合性判定を要する部分の床面積が500平方メートル以内のもの</u>	1件につき 144,000円
		イ <u>その他のもの</u>	
		(7) <u>構造計算適合性判定を要する部分の床面積が500平方メートル以内のもの</u>	1件につき 187,000円
61 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査 (1)から(6)まで (略)		61 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第14項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査 (1)から(6)まで (略)	
62～72 (略)		62～72 (略)	
73 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第	1件につき 12,000円	73 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第	1件につき 12,000円

改正後		改正前	
<u>16項</u> の規定に基づく工事完了の通知に対する審査		<u>14項</u> の規定に基づく工事完了の通知に対する審査	
74 (略)		74 (略)	
75 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）に規定する長期使用構造等とするための措置に係る基準について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）が交付する適合証又は住宅性能評価書を添付する場合	1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「認定申請手数料額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額  アからエまで (略) 1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認	75 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）に規定する長期使用構造等とするための措置に係る基準について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）が交付する適合証を添付する場合	1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「認定申請手数料額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額（ <u>当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあつては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額</u> ）をそれぞれ加えた金額 アからエまで (略) 1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認
(2) その他の場合		(2) その他の場合	

改正後		改正前	
	<p>定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからエまで (略)</p>		<p>定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額 <u>(当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあっては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額)</u> をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからエまで (略)</p>
<p>76 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に規定する長期使用構造等とするための措置に係る基準について、評価機関が交付する適合証<u>又は住宅性能評価書</u>を添付する場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからエまで (略)</p>	<p>76 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に規定する長期使用構造等とするための措置に係る基準について、評価機関が交付する適合証を添付する場合</p> <p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額 <u>(当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあっては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額)</u> をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからエまで (略)</p>	

改正後		改正前	
(2) その他の場合	1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額	(2) その他の場合	1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額（当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあつては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）をそれぞれ加えた金額
	アからエまで (略)		アからエまで (略)
77～79 (略)		77～79 (略)	
80 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査		80 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	
(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合	次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に	(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合	次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に

改正後		改正前	
<p>(2) その他の場合</p>	<p>応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからオまで (略)</p>	<p>(2) その他の場合</p>	<p>応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額 <u>(当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合には、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額)</u> をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額 <u>(当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合には、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額)</u> をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからオまで (略)</p>
<p>81 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関等が交付する適合</p>	<p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55</p>	<p>81 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関等が交付する適合</p>	<p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55</p>

改正後		改正前	
<p>証を添付する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p>	<p>証を添付する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額 <u>(当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあつては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額)</u> をそれぞれ加えた金額</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額 <u>(当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあつては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額)</u> をそれぞれ加えた金額</p>

改正後		改正前	
	アからオまで (略)		アからオまで (略)
82～83 (略)		82～83 (略)	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
	手数料を徴収する事項		手数料の金額
1	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) 第19条第1項の規定に基づく飼養の登録、同条第5項の規定に基づく飼養の登録の有効期間の更新又は同条第6項の規定に基づく登録票の再交付	1件につき	3,400円
2	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき	7,300円
	(以下略)		

議案第3号 霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について (平成17年霧島市条例第112号)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、霧島市立幼稚園の保育料の徴収に関し定めるものとする。 (保育料の額)	第1条 この条例は、霧島市立幼稚園の保育料の徴収に関し定めるものとする。 (保育料の額)
第2条 保育料の額は、 <u>次に掲げる世帯の階層区分に応じた額とする。ただし、生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定による保護を受けている世帯からは、徴収しない。</u> <u>(1) 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。) 月額3,000円</u> <u>(2) 市町村民税所得割課税世帯 月額6,600円</u>	第2条 保育料の額は、 <u>月額4,700円とする。</u>
2 前項の保育料は、特に期日を指定する場合のほか、毎月25日までに納付するものとする。	2 前項の保育料は、特に期日を指定する場合のほか、毎月25日までに納付するものとする。
3 幼稚園の休業又は幼児の欠席が全月に及ぶときは、その月分の保育料は徴収しない。 (保育料の減免)	3 幼稚園の休業又は幼児の欠席が全月に及ぶときは、その月分の保育料は徴収しない。 (保育料の減免)
第3条 霧島市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) は、必要があると認めるときは、前条の保育料を減額し、又は免除することができる。 <u>この場合において、減額又は免除する額は、別に規則で定める。</u>	第3条 霧島市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) は、必要があると認めるときは、前条の保育料を減額し、又は免除することができる。
(委任)	(委任)
第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。	第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 議案第4号 霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第114号）

改正後	改正前
<p>第1条から第8条まで（略）</p> <p><u>（授業料の減免）</u></p> <p><b>第9条</b> 教育委員会が特に必要と認めるときは、別に教育委員会規則で定めるところにより授業料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（入学検定料等の不還付）</p> <p><b>第10条</b> 既納の入学検定料及び証明手数料は、還付しない。</p> <p>（委任）</p> <p><b>第11条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。</p>	<p>第1条から第8条まで（略）</p> <p>（入学検定料等の不還付）</p> <p><b>第9条</b> 既納の入学検定料及び証明手数料は、還付しない。</p> <p>（委任）</p> <p><b>第10条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。</p>

## 議案第5号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第151号）

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の措置を受けた者を入所させ、養護するため、同法第15条第3項の規定に基づき、本市に養護老人ホームを設置する。</p> <p>第2条から第6条まで（略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号及び同条第2項の措置を受けた者を入所させ、養護するため、同法第15条第3項の規定に基づき、本市に養護老人ホームを設置する。</p> <p>第2条から第6条まで（略）</p>

## 議案第6号 霧島市国分ひまわり園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第159号）

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、<b>法第6条の2の2第2項</b>に定める児童発達支援事業及び<b>法第6条の2の2第4項</b>に定める放課後等デイサービス事業を行うため、その事業所を設置する。</p> <p>第2条から第9条まで（略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、<b>法第6条の2の2第2項</b>に定める児童発達支援事業及び<b>同条第4項</b>に定める放課後等デイサービス事業を行うため、その事業所を設置する。</p> <p>第2条から第9条まで（略）</p>

## 議案第7号 霧島市介護保険条例の一部改正について（平成17年霧島市条例第165号）

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第2条 <b>平成27年度から平成29年度まで</b>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第2条 <b>平成24年度から平成26年度まで</b>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1</p>

改正後	改正前
<p>号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p><u>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 85,800円</u></p> <p><u>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,000円</u></p> <p><u>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 112,200円</u></p> <p><u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月<u>28日</u>まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条から第20条まで (略)</p>	<p>号に掲げる者 <u>27,600円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>27,600円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>41,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>69,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>82,800円</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月<u>25日</u>まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条から第20条まで (略)</p>

議案第8号 霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について  
(平成20年霧島市条例第32号)

改正後				改正前			
第1条及び第2条 (略) (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)				第1条及び第2条 (略) (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)			
第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。				第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。			
	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合		区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
乙種区域	野口地区工場用地	100分の5以上	100分の10以上	乙種区域	野口地区工場用地	100分の10以上	100分の15以上
	山下地区工場用地				山下地区工場用地		
	内地区工場用地				内地区工場用地		
	真孝地区工場用地				真孝地区工場用地		
	国分上小川工業団地				国分上小川工業団地		
丙種区域	西牧之原工業団地	100分の3以上	100分の5以上	丙種区域	西牧之原工業団地	100分の3以上	100分の5以上
	国分上野原テクノパーク				国分上野原テクノパーク		
	第2岩坂工業団地				<u>口輪野用地</u>		
	小田工業団地				第2岩坂工業団地		
	鹿児島臨空団地				小田工業団地		
	上ノ地区工場用地				鹿児島臨空団地		
	久留味川工業団地				上ノ地区工場用地		
	岩坂工業団地				久留味川工業団地		
	崎山工業団地				岩坂工業団地		
	崎山工業団地				崎山工業団地		

議案第9号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部を改正する条例 (平成22年霧島市条例第63号)

改正後		改正前	
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 この条例は、平成22年度から <u>平成27年度</u> までの間、12歳以上18歳未満の扶養親族(以下「特定扶養者」という。)を有する世帯及び債務返済のため財産を譲渡した世帯に対する国民健康保険税の特別減免に関し必要な事項を定めるものとする。		第1条 この条例は、平成22年度から <u>平成26年度</u> までの間、12歳以上18歳未満の扶養親族(以下「特定扶養者」という。)を有する世帯及び債務返済のため財産を譲渡した世帯に対する国民健康保険税の特別減免に関し必要な事項を定めるものとする。	
第2条から第6条まで (略)		第2条から第6条まで (略)	
附則 (施行期日)		附則 (施行期日)	

改正後	改正前
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、平成22年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までに課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、同日後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、平成22年4月1日から<u>平成27年3月31日</u>までに課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、同日後においても、なおその効力を有する。</p>

議案第10号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（平成22年霧島市条例第64号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、平成22年度から<u>平成27年度</u>までの間、国民健康保険税の納税義務者の負担を軽減するため、霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号。以下「条例」という。）の課税の特例を設けることについて規定するものとする。</p> <p>第2条から第5条まで (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、平成22年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までに課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、同日後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、平成22年度から<u>平成26年度</u>までの間、国民健康保険税の納税義務者の負担を軽減するため、霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号。以下「条例」という。）の課税の特例を設けることについて規定するものとする。</p> <p>第2条から第5条まで (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、平成22年4月1日から<u>平成27年3月31日</u>までに課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、同日後においても、なおその効力を有する。</p>

議案第11号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（平成25年霧島市条例第10号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第8章まで (略)</p> <p>第9章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>第1節から第4節まで (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条から第5条まで (略) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第8章まで (略)</p> <p>第9章 <u>複合型サービス</u></p> <p>第1節から第4節まで (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条から第5条まで (略) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、</p>

改正後	改正前
<p>利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p>利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>
<p>3及び4 （略）</p>	<p>3及び4 （略）</p>
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<u>の同一敷地内</u>に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>
<p>(1)から(4)まで （略）</p>	<p>(1)から(4)まで （略）</p>
<p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、<u>第82条第6項</u>、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p>	<p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、<u>第82条第6項第1号</u>、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p>
<p>(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項</u>において同じ。）</p>	<p>(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項第2号</u>において同じ。）</p>
<p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項</u>において同じ。）</p>	<p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項第3号</u>において同じ。）</p>
<p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）</p>	<p>(8) <u>指定複合型サービス事業所</u>（第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）</p>
<p>(9)から(11)まで （略）</p>	<p>(9)から(11)まで （略）</p>
<p>6 から12まで （略）</p>	<p>6 から12まで （略）</p>
<p>第7条から第22条まで （略）</p>	<p>第7条から第22条まで （略）</p>
<p>（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）</p>	<p>（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>第24条から第31条まで （略）</p>	<p>第24条から第31条まで （略）</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>

改正後	改正前
<p>第32条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所</u>（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第33条から第59条まで (略)</p> <p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第61条及び第62条 (略) （設備及び備品等）</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事</u></p>	<p>第32条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所<u>又は指定夜間対応型訪問介護事業所</u>（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス</u>の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第33条から第59条まで (略)</p> <p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第61条及び第62条 (略) （設備及び備品等）</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の</u></p>

改正後	改正前
<p>業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<b>第1項から第3項まで</b>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第64条 (略) (利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は<b>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)</b>ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設<b>においては施設</b>ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。<b>以下同じ。</b>）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。<b>以下同じ。</b>）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。<b>以下同じ。</b>）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設<b>(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)</b>若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第66条から第78条まで (略) <b>(事故発生時の対応)</b></p> <p>第78条の2 <b>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p><b>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</b></p> <p><b>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</b></p> <p><b>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応</b></p>	<p>事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<b>前3項</b>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第64条 (略) (利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<b>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</b>、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第66条から第78条まで (略)</p>

改正後	改正前						
<p><b>型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <b>前条第2項</b>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第81条 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 <b>次の表の左欄に掲げる場合</b>において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<b>同表の中欄</b>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、<b>同表の右欄に掲げる</b>当該小規模多機能型居宅介護従業者は、<b>同表の中欄</b>に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p> <table border="1" data-bbox="168 1141 1093 1428"> <tr> <td data-bbox="168 1141 392 1356">当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="392 1141 846 1356">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</td> <td data-bbox="846 1141 1093 1356">介護職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1356 392 1428">当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td data-bbox="392 1356 846 1428">前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡</td> <td data-bbox="846 1356 1093 1428">看護師又は准看護師</td> </tr> </table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	看護師又は准看護師	<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <b>次条において準用する第40条第2項</b>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<b>第40条</b>、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第81条 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 <b>指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合</b>において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<b>当該各号</b>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、<b>当該各号</b>に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員					
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	看護師又は准看護師					

改正後	改正前		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 177 394 279">の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td> <td data-bbox="394 177 846 279">回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</td> </tr> </table>	の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	
の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設		
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>（第191条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 （略）</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄</u>に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>	<p>(1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型特定施設</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p> <p>(4) <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定複合型サービス事業者</u>により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>複合型サービス従業者</u>（第191条第1項に規定する<u>複合型サービス従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 （略）</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第6項各号</u>に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>		

改正後	改正前
<p>11から13まで (略) (管理者)</p> <p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所<u>(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)</u>等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第84条 (略) (登録定員及び利用定員)</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>29人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げるサービスの利用定員（当該</p>	<p>11から13まで (略) (管理者)</p> <p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前条第6項各号</u>に掲げる施設等の業務若しくは<u>同一敷地内</u>の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）に従事することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第84条 (略) (登録定員及び利用定員)</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>25人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げるサービスの利用定員（当該</p>

改正後	改正前								
<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで</p> <table border="1" data-bbox="197 391 757 539"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>第86条から第90条 (略) (指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>第92条から第105条 (略) (居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第82条第6項</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第107条から第109条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、12人)まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>第86条から第90条 (略) (指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>第92条から第105条 (略) (居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第82条第6項各号</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第107条から第109条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。</p>
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

改正後	改正前
<p>5及び6 (略)</p> <p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。</p> <p>8から10まで (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第112条 (略)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第114条から第129条まで (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員</p>	<p>5及び6 (略)</p> <p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。</p> <p>8から10まで (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第112条 (略)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第114条から第129条まで (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域</p>

改正後	改正前
<p>により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。</p> <p>第132条から第134条まで (略)</p> <p><b>第135条 削除</b></p> <p>第136条から第147条まで (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>第149条及び第150条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第</u></p>	<p>密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。</p> <p>第132条から第134条まで (略)</p> <p><u>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</u></p> <p><b>第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</b></p> <p>第136条から第147条まで (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p><b><u>(9) 入居者である居宅要介護被保険者に代わり地域密着型介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及び当該居宅要介護被保険者の氏名等が記載された書類</u></b></p> <p>第149条及び第150条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において</p>

改正後	改正前
<p><u>8項第1号及び第17項、第152条第2項第6号並びに第180条第2項第3号において同じ。</u>）<u>、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>5から7まで（略）</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) <u>指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u> 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2)及び(3)（略）</p> <p>9から11まで（略）</p> <p>12 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）</u>第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）<u>、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>14（略）</p>	<p>「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5から7まで（略）</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2)及び(3)（略）</p> <p>9から11まで（略）</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等基準</u>第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）<u>若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、</u>指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14（略）</p>

改正後	改正前
<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の業務に従事することができる。</p> <p>17 <u>第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。</u></p> <p>第3節 設備に関する基準 （入所定員及び設備）</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設<u>又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u>であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)から(9)まで （略）</p>	<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の業務に従事することができる。</p> <p>第3節 設備に関する基準 （入所定員及び設備）</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)から(9)まで （略）</p>

改正後	改正前
<p>3 (略) 第153条から第175条まで (略) (記録の整備) 第176条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)から(6)まで (略) <b><u>(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></b></p> <p>第177条から第179条 (略) (入所定員及び設備)</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設<b>又は指定地域密着型介護老人福祉施設</b>であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。 (4)及び(5) (略)</p> <p>3 (略) 第181条から第189条まで (略) <b>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</b> 第1節 基本方針</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス<b><u>(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)</u></b>の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p> <p>第191条 <b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の事業を行う者(以下「<b>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</b>」という。)が当該事業を行う事業所(以下「<b>指定看護小規模多</b></p>	<p>3 (略) 第153条から第175条まで (略) (記録の整備) 第176条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)から(6)まで (略)</p> <p>第177条から第179条 (略) (入所定員及び設備)</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。 (4)及び(5) (略)</p> <p>3 (略) 第181条から第189条まで (略) <b>第9章 複合型サービス</b> 第1節 基本方針</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス<b><u>(以下「指定複合型サービス」という。)</u></b>の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p> <p>第191条 <b>指定複合型サービス</b>の事業を行う者(以下「<b>指定複合型サービス事業者</b>」という。)が当該事業を行う事業所(以下「<b>指定複合型サービス事業所</b>」という。)ごとに</p>

改正後	改正前
<p>機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる従業者(以下<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に通わせて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(<u>看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>」(本体事業所である<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。))をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に宿泊させて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>(本体事業所である<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。))をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置かないことができる。</p>	<p>置くべき<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる従業者(以下「<u>複合型サービス従業者</u>」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(<u>指定複合型サービス</u>を利用するために<u>指定複合型サービス事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を<u>指定複合型サービス事業所</u>に通わせて行う<u>指定複合型サービス</u>をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(<u>複合型サービス従業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>複合型サービス</u>(本体事業所である<u>指定複合型サービス事業所</u>にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定複合型サービス</u>を含む。))をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を<u>指定複合型サービス事業所</u>に宿泊させて行う<u>指定複合型サービス</u>(本体事業所である<u>指定複合型サービス事業所</u>にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う<u>指定複合型サービス</u>を含む。))をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>複合型サービス従業者</u>を置かないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>7 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>	<p>7 <u>指定複合型サービス事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>複合型サービス従業者</u>は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>
<p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(1)から(4)まで (略)</p>
<p>8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の業務に従事し、又は当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>	<p>8 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>複合型サービス計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u>の他の業務に従事し、又は当該<u>指定複合型サービス事業所</u>に併設する前項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 <u>指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)</u>が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、並びに第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>10 <u>指定複合型サービス事業者</u>が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、<u>指定複合型サービス</u>の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、並びに第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第192条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の管理上支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>	<p>第192条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>の管理上支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u>の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定複合型サービス事業所</u>に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>の代表者)</p>	<p>(<u>指定複合型サービス事業者</u>の代表者)</p>
<p>第193条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(<u>指定複合</u></p>	<p>第193条 <u>指定複合型サービス事業者</u>の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知</p>

改正後	改正前								
<p><u>型サービスの事業を行う事業所をいう。</u>)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>	<p>症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>								
<p>第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)</p>	<p>第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)</p>								
<p>第194条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>29人</u>以下とする。</p>	<p>第194条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>25人</u>以下とする。</p>								
<p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。</p>	<p>2 <u>指定複合型サービス事業所</u>の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該<u>指定複合型サービス事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。</p>								
<p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人、<u>(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで</p>	<p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
<p>(2) (略) (設備及び備品等)</p>	<p>(2) (略) (設備及び備品等)</p>								
<p>第195条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備その他<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第195条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備その他<u>指定複合型サービス</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>								
<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p>								
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>								
<p>(2) 宿泊室 次に定めるところによる。</p>	<p>(2) 宿泊室 次に定めるところによる。</p>								
<p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>	<p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>								
<p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p>	<p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p>								
<p>ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室</p>	<p>ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室</p>								

改正後	改正前
<p>を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 <b>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</b>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地しなければならない。</p> <p>(<b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の基本取扱方針)</p> <p>第196条 <b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <b>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</b>は、自らその提供する<b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(<b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 <b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の提供に当たっては、<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <b>看護小規模多機能型居宅介護従業者</b>は、<b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p>	<p>を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<b>指定複合型サービス</b>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<b>指定複合型サービス</b>の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 <b>指定複合型サービス事業所</b>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地しなければならない。</p> <p>(<b>指定複合型サービス</b>の基本取扱方針)</p> <p>第196条 <b>指定複合型サービス</b>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <b>指定複合型サービス事業者</b>は、自らその提供する<b>指定複合型サービス</b>の質の評価を行うとともに、<b>定期的に外部の者による評価を受けて</b>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(<b>指定複合型サービス</b>の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 <b>指定複合型サービス</b>の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <b>指定複合型サービス</b>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <b>指定複合型サービス</b>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <b>指定複合型サービス</b>の提供に当たっては、<b>複合型サービス計画</b>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <b>複合型サービス従業者</b>は、<b>指定複合型サービス</b>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10及び(11) (略) (主治の医師との関係)</p>	<p>(5) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、前号の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定複合型サービス</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定複合型サービス</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>複合型サービス計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10及び(11) (略) (主治の医師との関係)</p>
<p>第198条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、主治の医師に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>(<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成)</p>	<p>第198条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、主治の医師に<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>複合型サービス報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>(<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>の作成)</p>
<p>第199条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の管理者は、介護支援専門員に<u>看護小</u></p>	<p>第199条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の管理者は、介護支援専門員に<u>複合型サービス計画</u>の</p>

改正後	改正前
<p><b>規模多機能型居宅介護計画</b>の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に<b>看護小規模多機能型居宅介護報告書</b>の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、他の<b>看護小規模多機能型居宅介護従業者</b>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>を作成した際には、当該<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の作成（この項の規定による<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の変更を含む。）後においても、常に<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の変更を行うものとする。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<b>看護小規模多機能型居宅介護計画</b>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<b>看護小規模多機能型居宅介護報告書</b>を作成しなければならない。</p> <p>10 前条第4項の規定は、<b>看護小規模多機能型居宅介護報告書</b>の作成について準用する。 (緊急時等の対応)</p> <p>第200条 <b>看護小規模多機能型居宅介護従業者</b>は、現に<b>指定看護小規模多機能型居宅介護</b>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の<b>看護小規模多機能型居宅介護従業者</b>が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。</p>	<p>作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に<b>複合型サービス報告書</b>の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、<b>複合型サービス計画</b>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、<b>複合型サービス計画</b>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、他の<b>複合型サービス従業者</b>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した<b>複合型サービス計画</b>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<b>複合型サービス計画</b>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<b>複合型サービス計画</b>を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<b>複合型サービス計画</b>の作成（この項の規定による複合型サービス計画の変更を含む。）後においても、常に<b>複合型サービス計画</b>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<b>複合型サービス計画</b>の変更を行うものとする。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<b>複合型サービス計画</b>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<b>複合型サービス報告書</b>を作成しなければならない。</p> <p>10 前条第4項の規定は、<b>複合型サービス報告書</b>の作成について準用する。 (緊急時等の対応)</p> <p>第200条 <b>複合型サービス従業者</b>は、現に<b>指定複合型サービス</b>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の<b>複合型サービス従業者</b>が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第201条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) 第199条第9項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u></p> <p>(6)から(10)まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第203条 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第201条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) <u>複合型サービス計画</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) 第199条第9項に規定する<u>複合型サービス報告書</u></p> <p>(6)から(10)まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、<u>指定複合型サービス</u>の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項各号</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第203条 (略)</p>

議案第12号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（平成25年霧島市条例第13号）

改正後	改正前
<p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サー</u></p>	<p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>ビスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。</u></p> <p><b>5</b> 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<b>第1項から第3項まで</b>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び<b>第44条第6項</b>において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び<b>第44条第6項</b>において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介</p>	<p><b>4</b> 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<b>前3項</b>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び<b>第44条第6項第2号</b>において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び<b>第44条第6項第3号</b>において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介</p>

改正後	改正前
<p>護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては<u>共同生活起居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき起居をいう。)</u>ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>	<p>護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>
<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条及び第79条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条及び第67条第2号において同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第44条第6項</u>において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条及び第79条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条及び第67条第2号において同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第44条第6項第4号</u>において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>第10条から第36条まで (略) (事故発生時の対応)</p>	<p>第10条から第36条まで (略) (事故発生時の対応)</p>
<p>第37条 (略) 2及び3 (略)</p>	<p>第37条 (略) 2及び3 (略)</p>
<p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>第38条から第43条まで (略) (従業者の員数等)</p>	<p>第38条から第43条まで (略) (従業者の員数等)</p>
<p>第44条 (略) 2から5まで (略)</p>	<p>第44条 (略) 2から5まで (略)</p>
<p>6 <u>次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができ</u></p>	<p>6 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該各号</u></p>

改正後

改正前

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

に掲げる施設等の業務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

改正後	改正前
<p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	<p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>複合型サービス従業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する<u>複合型サービス従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>
<p>9 （略）</p>	<p>9 （略）</p>
<p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄</u>に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>	<p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第6項各号</u>に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>
<p>11から13まで （略） （管理者）</p>	<p>11から13まで （略） （管理者）</p>
<p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄</u>に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同</p>	<p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前条第6項各号</u>に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）に従事すること</p>

改正後	改正前								
<p>じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第46条 (略) (登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)は、<b>29人</b>(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで</p> <table border="1" data-bbox="197 1289 792 1433"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>ができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第46条 (略) (登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)は、<b>25人</b>(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで</p>
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>第48条から第62条まで (略)</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<b>第44条第6項</b>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<b>第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)</b>及び<b>第38条</b>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を<b>行い</b>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>第67条から第69条まで (略)</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法<b>第8条の2第15項</b>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第71条から第73条まで (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>第48条から第62条まで (略)</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<b>第44条第6項各号</b>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条<b>及び第31条から第38条まで</b>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を<b>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け</b>て、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>第67条から第69条まで (略)</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法<b>第8条の2第17項</b>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第71条から第73条まで (略)</p>

改正後	改正前
<p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第75条から第85条まで (略) (準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条</u>、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第87条から第91条まで (略)</p>	<p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第75条から第85条まで (略) (準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条から第38条まで</u>、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第87条から第91条まで (略)</p>

議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

改正後	改正前
<p>第1条 霧島市教育長の給与等に関する条例(平成17年霧島市条例第63号)の廃止</p>	<p>第1条 霧島市教育長の給与等に関する条例(平成17年霧島市条例第63号)の廃止</p> <p><u>霧島市教育長の給与等に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、<u>市教育委員会の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めるものとする。</u> (給与)</p>

改正後	改正前
	<p><u>第2条 教育長の給料は、月額70万5,000円とする。</u></p> <p><u>2 教育長に対し前項の給料のほか、退職手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</u></p> <p><u>3 退職手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。</u></p> <p><u>4 通勤手当の額及び支給方法については、霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号。以下「一般市職員給与条例」という。）第8条の2の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する教育長に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教育長で次の各号に掲げる者以外のものについても、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 基準日に教育長として在職する者</u></p> <p><u>(2) 基準日に市長等として在職する者</u></p> <p><u>(3) 当該退職に引き続き国又は他の地方公共団体に勤務する者となったもの</u></p> <p><u>(4) 当該退職又は死亡の時が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定に基づく休職（公務上の負傷又は疾病の理由によるものを除く。）又は同法第29条の規定に基づく停職中であった者</u></p> <p><u>(5) 地方公務員法第28条第4項の規定（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「教育行政法」という。）第9条の規定により失職した者</u></p> <p><u>(6) 地方公務員法第29条の規定により免職され、又は教育行政法第7条の規定により罷免された者</u></p> <p><u>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の教育長としての在職期間並びに常勤の特別職に属する職員、一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</u></p> <p><u>(1) 6か月 100分の100</u></p> <p><u>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</u></p> <p><u>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</u></p> <p><u>(4) 3か月未満 100分の30</u></p> <p><u>7 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育長にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p><u>8 第5項の期末手当は、一般市職員の期末手当の支給日に支給する。</u> <u>（給与の支給）</u></p>

改正後	改正前																				
<p>第2条 霧島市特別職報酬等審議会条例（平成17年11月7日条例第26号）の一部改正</p> <p>第1条 （略） （所掌事項）</p> <p>第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、<u>副市長及び教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>第3条から第7条まで （略）</p> <p>第3条 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部改正</p> <p>第1条から第5条まで （略） （費用弁償）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 外国旅行の費用弁償については、霧島市職員等の旅費に関する条例第28条の規定を準用する。この場合において、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するときの日当、宿泊料及び食卓料並びに支度料及び死亡手当における区分の適用については、次の各号に定める表によるものとする。</p> <p>(1) 日当、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用職</th> <th style="text-align: center;">国の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表中<u>教育委員会委員</u>から産業医までの者</td> <td>指定職の職務にある者</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>7級以上の職務にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支度料及び死亡手当</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用職</th> <th style="text-align: center;">国の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表中<u>教育委員会委員</u>から産業医までの者</td> <td>9級以上の職務にある者</td> </tr> </tbody> </table>	適用職	国の区分	別表中 <u>教育委員会委員</u> から産業医までの者	指定職の職務にある者	上記以外の者	7級以上の職務にある者	適用職	国の区分	別表中 <u>教育委員会委員</u> から産業医までの者	9級以上の職務にある者	<p>第3条 前条に定めるものを除くほか、<u>教育長の給料及び手当の支給方法は、一般市職員の例による。</u></p> <p><u>（旅費）</u></p> <p>第4条 <u>教育長が公務のため旅行したときは、別に条例の定めるところにより旅費を支給する。</u></p> <p><u>（勤務時間その他の勤務条件）</u></p> <p>第5条 <u>教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般市職員の例による。</u></p> <p>第2条 霧島市特別職報酬等審議会条例（平成17年11月7日条例第26号）の一部改正</p> <p>第1条 （略） （所掌事項）</p> <p>第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長<u>及び副市長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>第3条から第7条まで （略）</p> <p>第3条 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部改正</p> <p>第1条から第5条まで （略） （費用弁償）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 外国旅行の費用弁償については、霧島市職員等の旅費に関する条例第28条の規定を準用する。この場合において、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するときの日当、宿泊料及び食卓料並びに支度料及び死亡手当における区分の適用については、次の各号に定める表によるものとする。</p> <p>(1) 日当、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用職</th> <th style="text-align: center;">国の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表中<u>教育委員会委員長</u>から産業医までの者</td> <td>指定職の職務にある者</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>7級以上の職務にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支度料及び死亡手当</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用職</th> <th style="text-align: center;">国の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表中<u>教育委員会委員長</u>から産業医までの者</td> <td>9級以上の職務にある者</td> </tr> </tbody> </table>	適用職	国の区分	別表中 <u>教育委員会委員長</u> から産業医までの者	指定職の職務にある者	上記以外の者	7級以上の職務にある者	適用職	国の区分	別表中 <u>教育委員会委員長</u> から産業医までの者	9級以上の職務にある者
適用職	国の区分																				
別表中 <u>教育委員会委員</u> から産業医までの者	指定職の職務にある者																				
上記以外の者	7級以上の職務にある者																				
適用職	国の区分																				
別表中 <u>教育委員会委員</u> から産業医までの者	9級以上の職務にある者																				
適用職	国の区分																				
別表中 <u>教育委員会委員長</u> から産業医までの者	指定職の職務にある者																				
上記以外の者	7級以上の職務にある者																				
適用職	国の区分																				
別表中 <u>教育委員会委員長</u> から産業医までの者	9級以上の職務にある者																				

改正後			改正前		
上記以外の者		8級又は7級以上の職務にある者	上記以外の者		8級又は7級以上の職務にある者
第7条から第10条まで (略)			第7条から第10条まで (略)		
別表 (第2条、第6条関係)			別表 (第2条、第6条関係)		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額
教育委員会委員	月額 52,300円	霧島市職員等の	<b>教育委員会委員長</b>	<b>月額 69,000円</b>	霧島市職員等の
選挙管理委員会委員長	月額 51,800円	旅費に関する条	教育委員会委員	月額 52,300円	旅費に関する条
選挙管理委員会委員	月額 37,800円	例の規定による	選挙管理委員会委員長	月額 51,800円	例の規定による
	ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 日額 5,100円	副市長及び教育長の相当額	選挙管理委員会委員	月額 37,800円	副市長及び教育長の相当額
公平委員会委員長	日額 7,700円		公平委員会委員長	日額 7,700円	
(以下略)			(以下略)		
第4条 霧島市長等の給与等に関する条例 (平成17年霧島市条例第61号) の一部改正 (趣旨)			第4条 霧島市長等の給与等に関する条例 (平成17年霧島市条例第61号) の一部改正 (趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第204条第3項の規定に基づき、市長、 <u>副市長及び教育長</u> (以下「市長等」という。) の給与及び旅費の額並びにその支給方法に関する事項を定めるものとする。 (給与)			第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第204条第3項の規定に基づき、市長 <u>及び副市長</u> (以下「市長等」という。) の給与及び旅費の額並びにその支給方法に関する事項を定めるものとする。 (給与)		
第2条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 98万円 (2) 副市長 月額 76万4,000円 (3) <b>教育長 月額 70万5,000円</b>			第2条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 98万円 (2) 副市長 月額 76万4,000円		
2から4まで (略)			2から4まで (略)		
5 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) に在職する市長等に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した市長等で次の各号に掲げる者以外のものについても、同様とする。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>当該退職に引き続き国又は他の地方公共団体に勤務する者となったもの</u> (5) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号。以下「教育行政法」という。) 第7条の規定により罷免された者</u> (6) <u>教育行政法第9条の規定により失職した者</u>			5 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) に在職する市長等に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した市長等で次の各号に掲げる者以外のものについても、同様とする。 (1)から(3)まで (略)		

改正後	改正前
<p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）及び議会議員としての在職期間を通算する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>7及び8 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p>	<p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員（以下「一般市職員」という。）<u>、教育長</u>及び議会議員としての在職期間を通算する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>7及び8 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p>